

指定校変更の制度紹介



お子さまの小中学校及び義務教育学校については、住所地によって就学すべき学校（指定校）が指定されますが、指定校以外の学校に就学することを希望する保護者のニーズに応えるため、次のような制度を設けています。

隣接校選択制

通学の安全性や通学距離、学校の特色等を考慮し、指定校に隣接する通学区域の学校（隣接校）への入学を希望する場合の制度です。

- 対象者・・・令和3年度の市立小中学校及び義務教育学校入学予定者（義務教育学校新7年生を含む）。
- 申請期間・・・令和2年11月2日（月）～令和2年11月19日（木）
※申請期間以外の受付はできませんのでご注意ください。
- その他・・・各学校の余裕教室等の状況に応じて受入定員を設定します。
申請が定員を超える場合は、公開抽選により入学者を決定します。
- ◎ 詳しくは、令和3年度入学予定者に係る隣接校選択制申請要項をご覧ください。
申請要項は各学校と大分市教育委員会学校教育課に配置しているほか、大分市ホームページ※からもダウンロードが可能です。
※ホーム>子育て・教育>小中学校>隣接校選択制

学区外就学許可

児童生徒に特別の事情がある場合などに指定された学校以外への通学を許可しています。

- 特別の事情がある場合の例
 - ・大分市内で引越し予定だが、事前に引越し後の住所地の学校に通いたい場合。
 - ・保護者が共働き等で、児童の帰宅後に監督者がいない場合で、他校区に児童を預かる者がいる場合。
- 申請期間・・・1月中旬頃に、入学通知書が届いてからの手続きとなります。
- ◎ 申請方法や許可事項、ご相談等は、大分市教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

小規模特認校制度

自然環境に恵まれた小規模の学校で、心身ともにすこやかな成長と豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する保護者・児童生徒に通学区域外からの入学・転学を特別に認めている制度です。

- 小規模特認校・・・小学校：神崎(かんざき)小学校、上戸次小学校、※神崎(こうざき)小中学校
中学校：竹中中学校
- ◎ 詳しくは、各小規模特認校または大分市教育委員会学校教育課にお問い合わせください。
- ※ 神崎(こうざき)小中学校は、小学生（1～6年生）が特認校制度の対象者です。



【お問い合わせ先】

大分市教育委員会 学校教育課 学事担当班 537-5903

【小規模特認校】 神崎(かんざき)小学校 536-2325

上戸次小学校 596-1101

※神崎(こうざき)小中学校 576-0004

竹中中学校 597-0187

